

令和6年度第28回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時 及び場所		令和7年1月28日（火）14:00～14:40 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 公益財団法人日本陸上競技連盟内 会議室3/オンライン		
出席委員		世界陸上財団 事務次長（委員長） 遠松 秀将 弁護士 原澤 敦美 公認会計士 黒石 匡昭 世界陸上財団 総務部長 田近 隆 世界陸上財団 企画部長 白石 正樹 世界陸上財団 財務部長 前山 琢也 世界陸上財団 業務開発部長 小林あかね (敬称略・7名)		
審査案件	案件1	東京2025世界陸上選手権大会における各種会議等の運営委託		
	契約方法	希望制指名競争入札		
	概要	○大会開催に伴い実施されるWAの各種会議（理事会、総会等）の運営等に必要な業務を委託 ○主な委託内容は以下のとおり		
		運営計画の作成	会議運営業務全般の進行方法について、作業工程表を含む全体の運営計画を作成	
		全体管理	事業の円滑な実施に向けた全体の運営管理	
設営準備及び運営		各種会議に必要な機材の手配や人員の配置		
	案内表示等の制作物の作成	WAが提供する総会ロゴデザインを使用して、各種会議に必要な制作物（案内表示等）を作成		
	○契約期間：契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで			

審査案件	案件 2	東京2025世界陸上競技選手権大会における路上競技交通誘導警備等業務委託			
	契約方法	希札望制指名競争入札			
	概要	○世界陸上大会における路上競技（マラソン、競歩）の安全確保を図るために、以下の業務を委託			
		<table><tr><td>交通誘導警備、 雑踏警備業務</td><td>コース沿道等に警備員（交通誘導警備・雑踏警備の資格保有者）や資機材（コーン、バー、看板等）を配置し、車両や観衆を安全に誘導</td></tr><tr><td>雑踏誘導業務</td><td>コース沿道等に雑踏誘導員を配置し、警備員と連携しながら、一般歩行者や観衆を交通案内</td></tr></table>	交通誘導警備、 雑踏警備業務	コース沿道等に警備員（交通誘導警備・雑踏警備の資格保有者）や資機材（コーン、バー、看板等）を配置し、車両や観衆を安全に誘導	雑踏誘導業務
交通誘導警備、 雑踏警備業務	コース沿道等に警備員（交通誘導警備・雑踏警備の資格保有者）や資機材（コーン、バー、看板等）を配置し、車両や観衆を安全に誘導				
雑踏誘導業務	コース沿道等に雑踏誘導員を配置し、警備員と連携しながら、一般歩行者や観衆を交通案内				
	○契約期間：契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで				
報告案件	案件 3	マラソン競技実施に関する東京マラソン財団との協定締結について			
	概要	○公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「世界陸上財団」という。）は、都内におけるマラソン競技に関する経験・ノウハウを有している一般財団法人東京マラソン財団（以下「マラソン財団」という。）とマラソン競技等について相互に連携・協力体制を構築することを目的とした協定を令和6年3月28日に締結している。 ○マラソン競技の実施にあたって、それぞれの資源及び実績等を活用し、連携してマラソン競技を円滑かつ着実に行うため、競技運営業務はマラソン財団が担い、必要な経費を世界陸上財団が負担する新たな協定を締結する。なお、その成果は、今後の陸上競技の普及発展及び東京のプレゼンス向上につながるものである。 ○協定期間：締結日から2025年12月31日まで ○署名者：世界陸上財団 会長 尾縣 貢 マラソン財団 理事長 早野 忠昭 ○協定金額：4.2億円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む） ※第三者審査委員会を開催し、利益相反該当性を審査した結果、妥当であるとの答申を得ている			

審査結果	➤ 案件 1 について、契約手続前（仕様の内容・予定価格、契約方法等）の審査を実施し、了承された。 ➤ 案件 2 ついて、契約締結前（入札経過、契約候補者、契約金額）の審査を実施し、了承された。
委員の 主な意見 (要旨)	(案件 1 について) ○黒石委員 下見積事業者のうち、金額の低い 2 社の主な実績は 2 国間の首脳会議や G7 サミット会合などとなっているが、会議運営の履行能力は十分確認しているのか。実績があっても、会議への関与が部分的なものであれば、全体の管理能力があるとまでは必ずしもいえないと思うので、確認したい。 ⇒ 所管部 ご指摘の 2 社については、下見積の際のヒアリングを通じて、高い意欲を持っていることに加えて、実際の会議運営の実績内容も詳細に伺い、履行能力に問題がないことを確認している。 ⇒ 黒石委員 本契約は希望制指名競争入札のため価格競争のみで契約者が決まることになるので、契約後は、発注者としてクオリティコントロールを行うことが重要である。 ○原澤委員 本件については、予算との関係の中で、予定価格を予算額とせざるを得ないとの説明であったが、そうすると、実勢価格が財団の想定よりも高い可能性が懸念される。 下見積を提出した 5 社のうち 2 社は予定価格の範囲内に収まっていることから、入札不落は回避されると思われるが、契約締結後は、財団として適切に契約が履行されていることを注視されたい。

(案件2について)

○原澤委員

落札候補者は、下見積時よりもかなり低い金額で入札しているが、下見積額と入札額の差異は何によるものなのか。財団としての検証を教えてください。

⇒ 所管部

主な減額要因は3つある。一つ目は、警備員関係である。具体的には警備員の宿泊費や食費に係る経費を大幅に削減しているほか、交代要員の数を精査し、人件費を減額している。二つ目は、誘導スタッフ関係である。こちらも警備員と同様、宿泊費や食費に係る経費を減額しているほか、交代要員の配置時間を短縮することで、人件費を大幅に減額している。三つ目が、マニュアル作成関係である。マニュアル作成にあたっては、約200件の沿道調整が必要となるが、これに係る人件費などを削減している。こうした事業者による経費削減の努力により、入札額が下見積額よりも大幅に減額されたものと分析している。

○黒石委員

落札候補者の入札額が下見積額よりも低くなった要因として、警備員の人件費の減額との説明があったが、今、警備員の人件費単価を下げることは、警備員を確保するうえで問題はないのか

⇒ 所管部

警備員の人件費を分析すると、人件費の単価そのものを減額したというよりも、日当計算から時給計算に変更することで、より実態に合わせた人件費に減額したものと考えている。

(案件 3 について)

○原澤委員

協定により、マラソンの競技運営業務と P R 活動は東京マラソン財団が担うとのことだが、それらの業務を実際に行う事業者との契約はマラソン財団が行うのか。それぞれの費用負担についても教えてほしい。

⇒ 所管部

マラソンの競技運営業務については、今後、マラソン財団が事業者を選定し、委託を行うものと認識している。協定で、この費用は財団が負担することになっている。

一方、P R 活動については、これまでのマラソン財団の資源を活用して行うもので、具体的には、マラソン財団が管理する S N S やホームページ等を通じて世界陸上のマラソンを P R していただくことを考えている。

⇒ 原澤委員

マラソンの競技運営業務について、マラソン財団が委託先と結ぶ契約内容については契約・調達委員会の審査対象とはならないという認識でよいか。

⇒ 事務局

ご認識のとおりで、マラソン財団が委託する契約については審査対象とならない。

○黒石委員

世界陸上財団が、マラソンの競技運営経費として 4.2 億円を東京マラソン財団に支出するとのことだが、経費の使途については財団でモニタリングするのか。

⇒ 所管部

財団がマラソン財団に支出する 4.2 億円という金額は、過去の同規模のマラソン大会の実績等と比較して、その妥当性を確認している。この金額は上限額であるため、今後、世界陸上財団とマラソン財団の双方が経費削減に努める旨も協定に明記している。また、協定には、マラソン競技の実施運営にあたり、両者で協議の場を設けることができる旨の規定があり、こうした場を通じてモニタリングをしていきたい。